

Geographical Review of Japan Series B 投稿規程 (2021年6月)

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本地理学会（以下「本会」という。）の学会誌である「Geographical Review of Japan Series B」への投稿及び学会誌の編集に関する基本的な事項を定めるものである。

(編集委員会)

第2条 学会誌の編集は、Geographical Review of Japan Series B 編集専門委員会（以下「編集委員会」という。）が担当する。

2 編集委員会は、本規程及び執筆要領に定める投稿原稿（以下「原稿」という。）のほか、必要に応じて寄稿を依頼することができる。

3 学会誌の体裁、年間の発行回数、及び執筆要領等は、理事会が別に定める。

(著作権)

第3条 すべての著作権は、本会に属する。ただし、原稿が掲載されないことが決定された場合（原稿の著者による取り下げを含む）、本会は著作権を著者に返還する。

(著者)

第4条 原稿の著者（連名の場合には責任著者）は、本会の正会員又は名誉会員とする。ただし、編集委員会が特に認めた場合にはこの限りではない。

2 原則として、原稿投稿後の著者の変更はできない。ただし、原稿の修正過程において、著者の増減や順序変更が必要になった場合、修正原稿提出時に理由書の添付をもって申し出ることができる。編集委員会は理由書の妥当性に基づき、著者の増減や順序変更の可否を決定する。

(原稿の種類及び長さ)

第5条 原稿の種類は、執筆要領で定める。

2 原稿の種類に応じて、原稿の長さの上限を執筆要領で定める。

(原稿の提出)

第6条 原稿の提出方法は、執筆要領で定める。

2 受理された原稿は返却しない。

(原稿の採否)

第7条 投稿された原稿は、編集委員会が掲載の可否を決定する。

2 審査の手順は、別に定める内規による。

(原稿の取り下げ)

第8条 著者は原稿の取り下げを申し出ることができる。

2 著者の申し出による原稿の取り下げは、編集委員会がその可否を決定する。

(校正)

第9条 著者校正は初校のみとする。著者校正時の加筆等は原則として認めない。

(著者の負担)

第10条 掲載された原稿については、原則として別刷は作成しない。

2 著者の要請、または編集委員会の判断により原図類のスキャンなど特別な編集作業を必要とした場合は、編集委員会はそれらの経費を事例ごとに算出し、事前に著者に提示して、著者に請求することができる。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は理事会が行う。